雇用保険法第六十条の二第一項に規定する厚生労働大臣が指定する教育訓練の指定基準及びキャリアコンサルタントであって厚生労働大臣が定めるものの一部を改正する告示の制定に際し、意見公募手続を実施しなかった理由について

令和７年９月26日
厚　生　労　働　省

今般制定された、雇用保険法第六十条の二第一項に規定する厚生労働大臣が指定する教育訓練の指定基準及びキャリアコンサルタントであって厚生労働大臣が定めるものの一部を改正する告示（令和７年厚生労働省告示第259号）は、他の法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる規定の整理であり、行政手続法（平成５年法律第88号）第39条第４項第８号に該当するため、意見公募手続を実施いたしませんでした。

※　行政手続法（平成５年法律第88号）（抄）

（意見公募手続）

第三十九条　命令等制定機関は、命令等を定めようとする場合には、当該命令等の案（命令等で定めようとする内容を示すものをいう。以下同じ。）及びこれに関連する資料をあらかじめ公示し、意見（情報を含む。以下同じ。）の提出先及び意見の提出のための期間（以下「意見提出期間」という。）を定めて広く一般の意見を求めなければならない。

２・３　（略）

４　次の各号のいずれかに該当するときは、第一項の規定は、適用しない。

一～七　（略）

八　他の法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる規定の整理その他の意見公募手続を実施することを要しない軽微な変更として政令で定めるものを内容とする命令等を定めようとするとき。

担当：厚生労働省　人材開発統括官付若年者・キャリア形成支援担当参事官室